

事務連絡  
平成26年1月31日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局医療課

東日本大震災に伴う保険診療の特例措置に関する  
利用状況等の資料提出依頼について

「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について（平成25年9月27日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）」に記載した特例措置の利用状況等の把握についての取扱い等を下記のとおりとするので、東日本大震災に伴う保険診療の特例措置を利用している保険医療機関等に資料の提出を依頼するようよろしくお願ひしたい。

記



- 1 地方厚生（支）局は、平成26年1月31日（金）までに保険医療機関等より提出された「東日本大震災に伴う保険診療の取扱いの利用状況に係る届出書」（別添1）の写しを、平成26年2月4日（火）までに、下記担当宛に報告すること。  
なお、福島県の保険医療機関等から平成26年1月31日（金）以降に届出があつた場合は、速やかに報告すること。
- 2 「東日本大震災に伴う保険診療の取扱いの利用状況に係る届出書」（別添1）による届出を行った保険医療機関等は、平成26年1月1日（水）時点の特例措置の利用状況等について、平成26年2月12日（水）までに地方厚生（支）局に資料を

提出すること。その際、利用している特例措置ごとに提出が必要な資料（別紙1～12、様式1～3等）については、「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の概要」（別添2）に記載しているので、それに沿って対応すること。

なお、福島県の保険医療機関等が、平成26年1月31日（金）以降に「東日本大震災に伴う保険診療の取扱いの利用状況に係る届出書」（別添1）により届出を行おうとする場合は、併せて、届出時点の特例措置の利用状況等について、利用する特例措置に応じて別紙1～12、様式1～3等を提出すること。

3 地方厚生（支）局は、上記2により提出された資料の内容を確認し、報告内容をとりまとめ、平成26年2月19日（水）までに、下記担当宛に報告すること。

なお、福島県の保険医療機関等から平成26年1月31日（金）以降に届出があった場合は、速やかに報告すること。

また、提出された資料の内容に疑義等がある場合（例：別紙1の記述が粗く、特例措置の利用の必要性が判断できない場合）には、必要に応じて当該保険医療機関等への訪問調査、電話照会等により状況を把握し、併せて下記担当まで報告すること。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係

TEL : 03-5253-1111(内線 3288)

FAX : 03-3508-2746

(別紙1)

東日本大震災に伴う保険診療の取扱いの利用状況に係る報告書(平成26年1月1日現在)

厚生(支)局長 殿

※受付番号 \_\_\_\_\_

利用している特例措置 ※別添2「特例措置の概要」の番号を記載すること	<p>番号: _____</p> <p>17を利用している場合は、その入院日(※複数名いる場合は、すべての者の入院日を記載) 平成 ____年 ____月 ____日</p> <p>18を利用している場合は、その患者数: _____人</p>
平成26年1月1日時点で特例措置を利用して いる理由 ※該当するものに○(複数回答可) ※その他の場合は詳細に理由を記載すること	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 医師や看護師の確保が困難であり、不足しているため</li><li>2. 転院する施設に申し込んでいるが、後方病床が不足しており、患者の転院が困難であるため</li><li>3. 入所する施設に申し込んでいるが、受入体制が整っていないことにより、患者の退院が困難であるため</li><li>4. 転院・入所する施設が見つかっていないことにより、患者の退院が困難であるため</li><li>5. 自宅の倒壊や家族等の受入体制が整っていないことにより、患者の退院が困難であるため</li><li>6. その他( )</li></ol>
・平成26年4月1日以降も特例措置の利用を継続する必要性の有無と その理由 ・特例状態からの解消に向けた取組 (これまでの取組)  * いざれも詳細に記載すること。  (今後実施予定の取組)	<p>・平成26年4月1日以降も特例措置の利用を継続する必要性(あり・なし)</p> <p>理由:</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
	<p>・特例状態からの解消に向けた取組</p> <p>(これまでの取組)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

(医療機関名) \_\_\_\_\_ (所在地) \_\_\_\_\_

(担当者) \_\_\_\_\_ (連絡先) \_\_\_\_\_

※1 本様式の書式は変えないこと。

※2 受付番号については、地方厚生(支)局都道府県事務所において、1番から連続した番号を付すこと。

※3 所在地は市町村名まで記載すること。



入院基本料等に関する実施状況報告書(平成26年1月1日現在)

卷之二

(別紙2) 【病院記入用】

**入院基本料等に関する実施状況報告書(平成26年1月1日現在)**

\* 本様式の書式は変えないこと。

\* 平成24年7月から平成25年6月までの7対1入院基本料、10対1入院基本料、13対1入院基本料(一般病棟  
看護必要度評価補助加算1)又は特定一般病棟入院料1(一般病棟看護必要度評価  
もしくは看護補助加算1)の算定医療機関における患者の重症度・看護必要度に係る状況

(別紙3)【病院記入用】

救命救急入院料の届出	有	無
------------	---	---

一般病棟	平成26年1月1日現在の届出区分
------	------------------

月	届出 入院料 (区分)	入院患者の状況			入院患者延べ数の算 出期間 (1ヶ月)	入院患者延べ数の算 出期間 (1ヶ月)
		① 入院患者 延べ数 (名)	② 届出 病床数 (床)	③ ①のうち重 症度・看護 必要度の基 準を満たす患 者の割合 (%)		
平成25年 1月		床	名	%	25年1月1日～ 25年1月31日	
2月		床	名	%	25年2月1日～ 25年2月28日	
3月		床	名	%	25年3月1日～ 25年3月31日	
4月		床	名	%	25年4月1日～ 25年4月30日	
5月		床	名	%	25年5月1日～ 25年5月31日	
6月		床	名	%	25年6月1日～ 25年6月30日	
7月		床	名	%	25年7月1日～ 25年7月31日	
8月		床	名	%	25年8月1日～ 25年8月31日	
9月		床	名	%	25年9月1日～ 25年9月30日	
10月		床	名	%	25年10月1日～ 25年10月31日	
11月		床	名	%	25年11月1日～ 25年11月30日	
12月		床	名	%	25年12月1日～ 25年12月31日	

保険医療機関番号

受付番号※

一般病棟	結核病棟	平成26年1月1日現在の届出区分
------	------	------------------

※一般病棟と結核病棟を併せて1看護単位とする場合を除く。

月	届出 入院料 (区分)	① 入院患者 延べ数 (名)	② 届出 病床数 (床)	入院患者の状況			入院患者延べ数の算 出期間 (1ヶ月)
				①のうち重 症度・看護 必要度の基 準を満たす患 者の割合 (%)	② ①のうち重 症度・看護 必要度の基 準を満たす患 者の割合 (%)	③ 重症度・看 護必要度の基 準を満たす患 者の割合 (%)	
平成25年 1月		床	名	%	%	%	25年1月1日～ 25年1月31日
2月		床	名	%	%	%	25年2月1日～ 25年2月28日
3月		床	名	%	%	%	25年3月1日～ 25年3月31日
4月		床	名	%	%	%	25年4月1日～ 25年4月30日
5月		床	名	%	%	%	25年5月1日～ 25年5月31日
6月		床	名	%	%	%	25年6月1日～ 25年6月30日
7月		床	名	%	%	%	25年7月1日～ 25年7月31日
8月		床	名	%	%	%	25年8月1日～ 25年8月31日
9月		床	名	%	%	%	25年9月1日～ 25年9月30日
10月		床	名	%	%	%	25年10月1日～ 25年10月31日
11月		床	名	%	%	%	25年11月1日～ 25年11月30日
12月		床	名	%	%	%	25年12月1日～ 25年12月31日

## 有床診療所入院基本料等に関する実施状況報告書（平成26年1月1日現在）

（別紙4）【有床診療所記入用】

医療機関名	保険医療機関番号							都道府県名	都市区域名
	届出区分	許可料番 医療機関登録番号	開院者番号	介護保険適用の病床の有無	現員数	加算の有無	診療科名		
有床診療所 入院基本料1									
有床診療所 入院基本料2									
有床診療所 入院基本料3									
病院病床 2 特別	1 人院 ※「届出区分」欄は、所在地の都市区域名を記載すること。 ※「病床数」欄は、1. 入院、又は2. 特別のいずれかの番号に○印を付すこと。	( )  ※「届出区分」欄は、次の区分において、各医療機関番号を記入すること。 ① 「保険医療機関番号」欄は、次の区分に記入すること。 ② 「医療法に基づく許可病床数、入院料等の届出を行った医療保険届出病床数、使用を休止している病床を除く稼働病床数に明細書等に記入する」と「医療法に基づく許可病床数を含め医療保険適用病床数についてのみ記入すること。ただし、医療と介護の病床が一つの看護単位として混在している場合は、上段に介護病床を含む病床数の記載を、下段に医療に係る病床数のみ記入すること。」内に記載すること。	( )  ※「現員数」欄には、直近1年間の延べ入院患者数を延日数で除して得た数を記入すること。 ※「療養病床」欄は、「届出区分」欄は、1. 入院、又は2. 特別のいずれかの番号に○印を付すこと。 ※「病床数」欄について ① 「現員数」欄については、当該保険医療機関で定めた所定労働時間の全てを勤務する者として、その数を記入すること。 ② 常勤以外のパート勤務者については、該当看護職員の1ヶ月の実労働時間で除して得た数を記入すること。 ※ 1人未満の端数は、0.96、と小数点第二位までのおこりで切り捨てる。※ 1人未満の端数は、「0」となるため、「0」を付すこと。 ※ 「現員数」欄に記入する場合にのみ、「0」を付すこと。 ※ 「小数点第二位」欄は、有床診療所・入院基本料1及び2の欄に○印を付すこと。						

**〔記載上の注意〕※※本様式の書き方は変えないこと。**  
 1 「愛称番号※」については、地方厚生（支）局都道府県事務所において、1番から連続した番号を付すこと。  
 2 「保険医療機関番号」欄は、次のような欄である。  
 3 「保険者番号」欄は、次の区分に記入すること。  
 4 國立大学法人 4 労働者健康福祉機構 5 その他（国） 6 都道府県 7 地方独立行政法人 8 市町村 9 日赤 10 済生会 11 北海道社会事業協会 12 厚生連 13 国民健康保険団体連合会 14 全国社会保険労働組合連合会 15 厚生年金事業振興団 16 船員保険会 17 健康保険組合及びその連合会 18 共済組合及びその連合会 19 国民健康保険組合 20 公益法人 21 医療法人 22 学校法人 23 社会福祉法人 24 医療生協 25 会社 26 その他の法人 27 個人（個人名を記入しないこと）  
 5 「介護保険適用の病床数の有無」欄は、どちらかに○印を付すこと。  
 6 「都市区域名」欄は、所在地の都市区域名を記載すること。  
 7 「届出区分」欄は、「届出区分」欄は、1. 入院、又は2. 特別のいずれかの番号に○印を付すこと。

- 1 「診療科名」欄について  
 2 「診療科名」欄は、各医療機関番号についての看護師明細書等に記入すること。  
 3 「開院者番号」欄は、1番から連続した番号を記入すること。  
 4 「常勤看護職員」欄は、該当看護職員の1ヶ月の実労働時間で除して得た数を記入すること。  
 5 「現員数」欄は、常勤看護職員の1ヶ月の実労働時間で除して得た数を記入すること。  
 6 「常勤以外のパート勤務者」欄は、該当看護職員の1ヶ月の実労働時間で除して得た数を記入すること。  
 7 「小数点第二位」欄については、該当看護職員の1ヶ月の実労働時間で除して得た数を記入すること。  
 8 「平均入院患者数」欄は、常勤看護職員の1ヶ月の実労働時間で除して得た数を記入すること。  
 9 「現員数」欄について  
 (1) 常勤看護職員について  
 (2) 常勤以外のパート勤務者については、該当看護職員の1ヶ月の実労働時間で除して得た数を記入すること。  
 (3) 「現員数」欄については、該当看護職員の1ヶ月の実労働時間で除して得た数を記入すること。  
 (4) 「現員数」欄に記入する場合にのみ、「0」を付すこと。  
 (5) 「小数点第二位」欄は、「0.96」と小数点第二位までの端数を記入すること。

- 10 「医師監査加算1及び2」、「看護師監査加算1及び2」、「一般病床保険料算」及び「一般病床保険料定期加算」は、有床診療所・入院基本料1、2、3のいずれかを記入する場合にのみ、「0」を付すこと。  
 11 「後閑際急体制除外加算」及び「救急・在宅等支険対象病床初期加算」は、有床診療所・入院基本料1及び2を届け出している場合にのみ、「0」を付すこと。  
 12 「被扶養者生活扶助加算」及び「被扶養者扶助加算」は、有床診療所・入院基本料及び有床診療所・入院基本料のいずれかを記入する場合にのみ、「0」を付すこと。  
 13 「有床診療所新規ケア診療加算及び「看取り加算」は、「0」を付すこと。  
 14 「診療科名」欄は、1～29の診療科名についての欄についての欄に記入すること。  
 15 「その他」欄は、在宅診療支援診療所の届出について該当するものに○印を付し、看護師明細書の欄に記入すること。  
 16 「届出直前3ヵ月の医療前訪問指導料、在宅患者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料」欄について  
 17 「本報告書の記入に際しては、医療法の許可病床を含め全ての事項において、専門性の高い医療機関における実績を記入すること。」

※本報告書の記入に際しては、医療機関番号についてのみ記入すること。  
 ※本報告書の記入に際しては、医療法の許可病床を含め全ての事項において、専門性の高い医療機関における実績を記入すること。

(別紙5)

### 他病棟への入院等の状況について(平成26年1月1日時点)

※受付番号 \_\_\_\_\_

他病棟に入院している患者について、入院基本料又は特定入院料を算定しているものについて、設問①～④について答えて下さい。  
※記載欄が不足する場合には、本用紙をコピーして記載して下さい。

①他病棟に入院している患者数		( )名	
②各々の患者について、 他病棟に入院している理由  ※イの「その他」の場合には、詳細に理由を 記載して下さい。	患者A	ア 入院可能な 病床の不足 イ. その他( )	
	患者B	ア 入院可能な 病床の不足 イ. その他( )	
	患者C	ア 入院可能な 病床の不足 イ. その他( )	
	患者D	ア 入院可能な 病床の不足 イ. その他( )	
	患者E	ア 入院可能な 病床の不足 イ. その他( )	
	患者F	ア 入院可能な 病床の不足 イ. その他( )	
③各々の患者について、 入院している病棟を記載し、入院基本料又は 特定入院料のいずれを算定しているか、 該当するものに丸をつけて下さい。	患者A	病棟	入院基本料 特定入院料
	患者B	病棟	入院基本料 特定入院料
	患者C	病棟	入院基本料 特定入院料
	患者D	病棟	入院基本料 特定入院料
	患者E	病棟	入院基本料 特定入院料
	患者F	病棟	入院基本料 特定入院料
④各々の患者について、 本来入院すべき病棟と、現在入院している病棟 からその病棟への移動の目途を教えて下さい。 目途がない場合は、その理由を詳細に 記載して下さい。	患者A	病棟:	
	患者B	病棟:	
	患者C	病棟:	
	患者D	病棟:	
	患者E	病棟:	
	患者F	病棟:	

(医療機関名)

(所在地) \_\_\_\_\_

(担当者)

印 (連絡先) \_\_\_\_\_

※1 本様式の書式は変えないこと。

※2 受付番号については、地方厚生(支)局都道府県事務所において、1番から連続した番号を付すこと。

※3 所在地は市町村名まで記載すること。

(別紙6)

慢性透析患者の他医療機関受診に関する報告書(平成26年1月1日現在)

厚生(支)局長 殿

※受付番号 \_\_\_\_\_

他医療機関による受診 が必要である理由			
○被災地においては透 析設備の復旧の目途 ○被災地外においては 転院の目途	平成 年 月		
	(未定の場合はその理由)		
対象となる慢性透析患者(平成24年12月1日時点) ※記載欄が不足する場合には、本用紙をコピーして記載して下さい。			
患者名(性別)	(男性・女性)	受診先医療機関名	

(医療機関名) \_\_\_\_\_ (所在地) \_\_\_\_\_

(担当者) \_\_\_\_\_ 印 (連絡先) \_\_\_\_\_

※1 本様式の書式は変えないこと。

※2 受付番号については、地方厚生(支)局都道府県事務所において、1番から連続した番号を付すこと。

※3 所在地は市町村名まで記載すること。

(別紙7)

## 在宅医療・訪問看護における被災地特例措置 利用状況調査(平成26年1月1日時点)

※受付番号

医療機関名・ 訪問看護事業所名	
県名	
所在地 住所	
指定区分(該当するものの数字を○印で囲んで下さい。)	1.医療保険 2.介護保険 3.医療保険と介護保険の両方

下記1.～3.のうち、週3回を超えて算定しているものについて数字を○印で囲み、各々の設問①～②について答えて下さい。  
※記載欄が不足する場合には、本用紙をコピーして記載して下さい。

### 1. 在宅患者訪問診療料

①週3回を超えて利用している利用者数	( )名
②各々の患者について、 週3回を超えて利用している理由  ※イの「その他」の場合には、詳細に理由を 記載して下さい。	患者A ア. 入院可能な 病床不足 イ. その他( )
	患者B ア. 入院可能な 病床不足 イ. その他( )
	患者C ア. 入院可能な 病床不足 イ. その他( )
	患者D ア. 入院可能な 病床不足 イ. その他( )
	患者E ア. 入院可能な 病床不足 イ. その他( )
	患者F ア. 入院可能な 病床不足 イ. その他( )

### 2. 在宅患者訪問看護・指導料

①週3回を超えて利用している利用者数	( )名
②各々の患者について、 週3回を超えて利用している理由  ※イの「その他」の場合には、詳細に理由を 記載して下さい。	患者A ア. 入院可能な 病床不足 イ. その他( )
	患者B ア. 入院可能な 病床不足 イ. その他( )
	患者C ア. 入院可能な 病床不足 イ. その他( )
	患者D ア. 入院可能な 病床不足 イ. その他( )
	患者E ア. 入院可能な 病床不足 イ. その他( )
	患者F ア. 入院可能な 病床不足 イ. その他( )

### 3. 訪問看護基本療養費

①週3回を超えて利用している利用者数	( )名
②各々の患者について、 週3回を超えて利用している理由  ※イの「その他」の場合には、詳細に理由を 記載して下さい。	患者A ア. 入院可能な 病床不足 イ. その他( )
	患者B ア. 入院可能な 病床不足 イ. その他( )
	患者C ア. 入院可能な 病床不足 イ. その他( )
	患者D ア. 入院可能な 病床不足 イ. その他( )
	患者E ア. 入院可能な 病床不足 イ. その他( )
	患者F ア. 入院可能な 病床不足 イ. その他( )

※1 本様式の書式は変えないこと。

※2 受付番号については、地方厚生(支)局都道府県事務所において、1番から連続した番号を付すこと。

(別紙8)

新薬の処方制限に関する報告書(平成26年1月1日現在)

※受付番号

厚生(支)局長 殿

新薬を14日を超えて処方している理由	
実績	平成25年9月 _____ 件
	平成25年10月 _____ 件
	平成25年11月 _____ 件
	平成25年12月 _____ 件

(医療機関名) (所在地)

(担当者) 印 (連絡先)

※1 本様式の書式は変えないこと。

※2 受付番号については、地方厚生(支)局都道府県事務所において、1番から連続した番号を付すこと。

※3 所在地は市町村名まで記載すること。

(別紙9)

入院期間が180日を超える入院患者に関する報告書(平成26年1月1日現在)

厚生(支)局長 殿

※受付番号 \_\_\_\_\_

診療年月 平成 年 月

患者名(性別)	(男性・女性)	入院日	平成 年 月 日
生年月日	昭和・平成 年 月 日 ( )歳	入院日総数	日 (平成24年12月1日時点)
入院の契機となった 疾病名		治療を長期化させる原 因となった疾病名	
行っている治療内容			
退院できない理由 ※その他の場合は詳細 に理由を記載すること	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 転院する施設に申し込んでいるが、後方病床が不足しており、患者の転院が困難</li><li>2. 入所する施設に申し込んでいるが、受入体制が整っていないことにより、患者の退院が困難</li><li>3. 転院・入所する施設が見つかっていないことにより、患者の退院が困難</li><li>4. 自宅の倒壊や家族等の受入体制が整っていないことにより、患者の退院が困難</li><li>5. その他( )</li></ol>		
退院の予定及び退院へ 向けた支援の概要			

(医療機関名) \_\_\_\_\_ (所在地) \_\_\_\_\_

(担当者) \_\_\_\_\_ 印 (連絡先) \_\_\_\_\_

※1 本様式の書式は変えないこと。

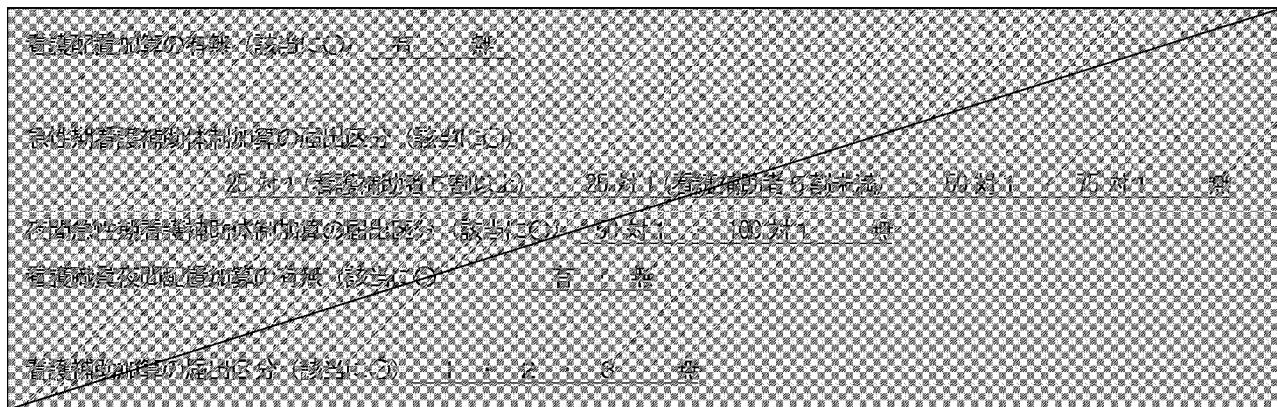
※2 受付番号については、地方厚生(支)局都道府県事務所において、1番から連続した番号を付すこと。

※3 所在地は市町村名まで記載すること。

## 別紙10

## 入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類

保険医療機関名 \_\_\_\_\_ 病棟数 \_\_\_\_\_ 病床数 \_\_\_\_\_  
 届出区分 \_\_\_\_\_ 届出時入院患者数 \_\_\_\_\_ 人



○ 1日平均入院患者数〔A〕 \_\_\_\_\_ 人 (算出期間 年 月 日 ~ 年 月 日)

① 月平均1日当たり看護配置数 \_\_\_\_\_ 人

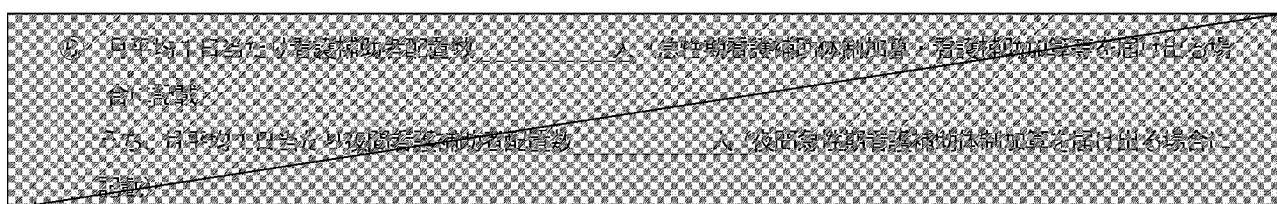
うち、月平均1日当たり夜間看護配置数 \_\_\_\_\_ 人 (看護職員夜間配置加算を届け出る場合に記載)

② 看護職員中の看護師の比率 \_\_\_\_\_ % (月平均1日当たり配置数 : 看護師 人)

③ 平均在院日数 \_\_\_\_\_ 日 (算出期間 年 月 日 ~ 年 月 日)

④ 夜勤時間帯 (16時間) \_\_\_\_\_ 時 分 ~ \_\_\_\_\_ 時 分

⑤ 月平均夜勤時間数 [(D-E)/B] \_\_\_\_\_ 時間



看護要員数(常勤換算数) 看護師 \_\_\_\_\_ 人 准看護師 \_\_\_\_\_ 人 看護補助者 \_\_\_\_\_ 人

勤務計画表

種別 <sup>*1</sup>	番号	病棟名	氏名	雇用・勤務形態 <sup>*2</sup>	夜勤の有無		日付別の勤務時間数 <sup>*5</sup>					月勤務時間数 (延べ時間数)	(再掲) 夜勤専従者及び月16時間以下の者の夜勤時間数									
					(該当するつに○) <sup>*3</sup>	夜勤従事者数 <sup>*4</sup>	1日曜	2日曜	3日曜	…	日曜											
看護師				常勤・短時間・非常勤・兼務	有・無・夜専																	
				常勤・短時間・非常勤・兼務	有・無・夜専																	
准看護師				常勤・短時間・非常勤・兼務	有・無・夜専																	
				常勤・短時間・非常勤・兼務	有・無・夜専																	
看護補助者				常勤・短時間・非常勤・兼務	有・無・夜専																	
				常勤・短時間・非常勤・兼務	有・無・夜専																	
夜勤従事職員数の計					[B] <sup>*4</sup>	月延べ勤務時間数の計					[C]											
月延べ夜勤時間数				[D-E]		月延べ夜勤時間数の計				[D]	[E]											
1日看護配置数 <sup>*6</sup>			[(A/届出区分の数 <sup>*7</sup> ) × 3]			月平均1日当たり看護配置数			[C/(日数×8)]													
夜間看護配置数 <sup>*6*9</sup>			A/12			月平均1日当たり夜間看護配置数 <sup>*8</sup>			[D/(日数×16)]													
① 看護師と看護補助者の割合と、看護補助の加算率を届け出る場合の看護補助者の算出方法 看護師の数の1/3の月延べ勤務時間数の倍率(1.0)																						
② 看護補助者の月延べ勤務時間数(1.0) × 看護配置数(1.0) × 月数																						
③ 看護補助者の月延べ勤務時間数(1.0) × 看護配置数(1.0) × 月数 × 1/3																						
④ 看護配置数(1.0) × 月平均1日当たり看護配置数(1.0) × 月数 × 1/3																						
⑤ 看護配置数(1.0) × 月平均1日当たり看護配置数(1.0) × 月数 × 1/3 × 1/12																						
⑥ 看護配置数(1.0) × 月平均1日当たり看護配置数(1.0) × 月数 × 1/3 × 1/12 × 1/16																						

[記載上の注意]

- ※1 看護師及び准看護師と看護補助者を別に記載すること。なお、保健師及び助産師は、看護師の欄に記載すること。看護部長等、専ら病院全体の看護管理に従事する者及び病棟勤務と当該保険医療機関附属の看護師養成所等の専任教員、外来勤務、手術室勤務又は中央材料室勤務等との兼務しない看護要員の数及び勤務時間は除くこと。
- ※2 短時間正職員が病棟勤務する場合は雇用・勤務形態の短時間に、病棟と他部署等との兼務または専任の看護職員が病棟勤務する場合は雇用・勤務形態の兼務に○を記入すること。
- ※3 夜勤専従者は、夜専に○、夜勤時間帯の勤務が月16時間以下の者及び月12時間未満の短時間正職員は、無に○を記入すること。
- ※4 夜勤有に該当する者について、夜勤を含めた交代勤務を行う常勤者（夜勤専従者は含まない）は1を記入し、病棟兼務、非常勤職員及び短時間正職員の場合は、1か月間の病棟勤務の実働時間を時間割比例計算した数を記入すること。なお、夜間急性期看護補助体制加算を算定している場合には看護補助者の従事者数を記入する必要があるが、急性期看護補助体制加算又は看護補助加算については、看護補助者の夜勤従事者数を記入しなくてよい。看護職員と看護補助者の勤務計画表をわけて作成しても差し支えない。
- ※5 上段は日勤時間帯、下段は夜勤時間帯における所定の勤務時間数をそれぞれ記入すること。
- ※6 小数点以下切り上げとする。
- ※7 届出区分の数とは、当該区分における看護配置密度（例えば10対1入院基本料の場合「10」、急性期看護補助体制加算1の場合「25」、夜間急性期看護補助体制加算1の場合「50」）をいう。

※8 月平均1日当たり夜間看護配置数は参考値であり、実際には常時12対1を満たす必要がある。

※9 夜間看護配置数は参考値であり、実際には日々の入院患者数により、必要となる夜間看護配置数は異なる。

[届出上の注意]

- 1 届出前1ヶ月の各病棟の勤務計画表（勤務実績）及び2つの勤務帯が重複する各勤務帯の申し送りの時間が分か  
る書類を添付すること。
- 2 7対1特別入院基本料及び10対1特別入院基本料を算定する場合には、看護職員の採用活動状況等に関する書類  
を添付すること。
- 3 看護職員夜間配置加算の届出の際には、届出前1か月の日々の入院患者数等により、看護師の配置状況が分かる  
書類を添付すること。

(別紙11)管理者用 質問票

以下の質問に対して、該当する数字を選択し、太線枠内に記載してください。

1. 震災前から看護職員不足ですか。  
2. 震災前より看護職員が何人減っているか。  
3. 何人看護職員が確保されば、特例措置を活用しなくてすむか。  
4. 看護職員の採用活動は行っているか。  
5. 看護職員の確保に活用しているものはなにか。  
6. 求人公告 2. ナースセンター 3. ハローワーク 4. 有料職業紹介所  
7. 新規採用者は、増えていますか。増えた場合はその人数を教えて下さい。  
8. 看護補助者の求人ははしてているか。  
9. 超過勤務は、震災以降増えているか。  
10. 退職者は、震災以降増えているか。  
11. 長期欠員者は、震災以降増えているか。  
12. 増えた場合はその人数を教えて下さい。  
13. 長期欠員の主な理由は何か。

【0. いいえ 1. はい】	人
【1. はい 1. いいえ】	人
【0. いいえ 1. はい】	人
【1. はい 2. 忿り 3. その他】	人
【2. 忽視 3. 忽視】	人
【0. 不要 1. 必要】	人
14. 看護職の労働環境の現状と課題について【自由記載】	

## (別紙11)看護職員用 質問票

以下の質問に対して、該当する数字を選択し、太線枠内に記載してください。記載欄が不足する場合には、本用紙をコピーして記載して下さい。  
※可能な限り複数名に回答を求めて下さい。記載欄が不足する場合には、本用紙をコピーして記載して下さい。

		看護師A	看護師B	看護師C	看護師D	看護師E
1.	超過勤務は、震災以降増えているか。	[0. いいえ 1. [はい ]]	[0. 減った・変わりない 1. 増えた ]			
2.	夜勤回数は、震災以降増えているか。	[0. 月1回程度 1. 月2回以上 ]				
3.	2の質問の回答が1の人のみ回答してください。	[0. はい 1. いいえ ]				
4.	研修参加は、震災以降増えているか。	[0. いいえ 1. [はい ]]				
5.	健康状態は、震災以降変化したか（体調が不良となつたか）。	[0. はい 1. いいえ ]				
6.	週休は確保出来ているか。	[0. はい 1. いいえ ]				
7.	有休は確保出来ているか。	[0. 不要 1. 必要 ]				
8.	特例措置の継続の必要性					
9.	看護職の区分及び労働環境の現状と課題について【自由記載】	看護師A( 正・准: _____ )	看護師B( 正・准: _____ )	看護師C( 正・准: _____ )	看護師D( 正・准: _____ )	看護師E( 正・准: _____ )
		看護師F	看護師G	看護師H	看護師I	看護師J
1.	超過勤務は、震災以降増えているか。	[0. いいえ 1. [はい ]]	[0. 減った・変わりない 1. 増えた ]			
2.	夜勤回数は、震災以降増えているか。	[0. 月1回程度 1. 月2回以上 ]				
3.	2の質問の回答が1の人のみ回答してください。	[0. はい 1. いいえ ]				
4.	研修参加は、震災以降増えているか。	[0. いいえ 1. [はい ]]				
5.	健康状態は、震災以降変化したか（体調が不良となつたか）。	[0. はい 1. いいえ ]				
6.	週休は確保出来ているか。	[0. はい 1. いいえ ]				
7.	有給は確保出来ているか。	[0. 不要 1. 必要 ]				
8.	特例措置の継続の必要性					
9.	看護職の区分及び労働環境の現状と課題について【自由記載】	看護師F( 正・准: _____ )	看護師G( 正・准: _____ )	看護師H( 正・准: _____ )	看護師I( 正・准: _____ )	看護師J( 正・准: _____ )

(別紙12)

外来機能の一時閉鎖に関する報告書(平成26年1月1日現在)

※受付番号

厚生(支)局長 殿

外来機能を閉鎖 している理由			
実施している医療 (該当するものの数字を ○印で囲んでください)	1. 入院医療	2. 在宅医療	

(医療機関名) (所在地)

(担当者) 印 (連絡先)

※1 本様式の書式は変えないこと。

※2 受付番号については、地方厚生(支)局都道府県事務所において、1番から連続した番号を付すこと。

※3 所在地は市町村名まで記載すること。

(別添1)

東日本大震災に伴う保険診療の取扱いの利用状況に係る届出書(平成25年\_\_月\_\_日現在)

厚生(支)局長 殿

\*受付番号\_\_\_\_\_

利用している特例措置 ※別添「特例措置の概要」 の番号を記載すること	番号: _____
	17を利用している場合は、その入院日(※複数名いる場合は、すべての者の入院日を記載) 平成____年____月____日
	18を利用している場合は、その患者数: _____人
利用開始日	平成 年 月 日
平成25年__月時点で 特例措置を利用している 理由 ※該当するものに○(複 数回答可) ※その他の場合は詳細 に理由を記載すること	1. 医師や看護師の確保が困難であり、不足しているため 2. 転院する施設に申し込んでいるが、後方病床が不足しており、 患者の転院が困難であるため 3. 入所する施設に申し込んでいるが、受入体制が整っていないことにより、 患者の退院が困難であるため 4. 転院・入所する施設が見つかっていないことにより、患者の退院が困難であるため 5. 自宅の倒壊や家族等の受入体制が整っていないことにより、 患者の退院が困難であるため 6. その他( )
利用開始日が平成25年 10月1日以降となった場 合、その理由(詳細に記 載すること) ※福島県のみ	
特例措置の利用を継続 する必要性、今後の見 通し(詳細に記載するこ と)	

(医療機関名) \_\_\_\_\_ (所在地) \_\_\_\_\_

(担当者) \_\_\_\_\_ (連絡先) \_\_\_\_\_

※1 本様式の書式は変えないこと。

※2 受付番号については、地方厚生(支)局都道府県事務所において、1番から連續した番号を付すこと。

※3 所在地は市町村名まで記載すること。

(別添 2)

東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の概要

(該当する通知等の詳細は、※を参照ください。なお、新規の特例措置の利用は福島県の保険医療機関のみが利用可能です。)

特例措置の概要		提出が必要な資料
1 仮設の建物による 保険診療等	保険医療機関、保険薬局の建物が全半壊等したため、これに代替する仮設の建物等において、引き続き 当該保険医療機関、保険薬局として保険診療等を実施できることとする。(平成 23 年 3 月 15 日付け事務連絡)	・別紙 1 ・全半壊等であること がかかる資料
2 定数超過入院	医療法上の許可病床数を超えて患者を入院させた場合でも、当面、入院基本料及び特定入院料の減額措置の対象としない。(平成 23 年 3 月 15 日付け事務連絡)	・別紙 1、2 (有床診療所は別紙 1、4)
3 月平均夜勤時間数	被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等し、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数(72 時間以下)について、1割以上の一時的な変動があつた場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(平成 23 年 3 月 15 日付け事務連絡)	・別紙 1、2、10、11 (有床診療所は別紙 1、4、10、11) ・様式 2、3
4 月平均夜勤時間数	被災地に職員を派遣したため一時的に職員数が不足し、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数(72 時間以下)について、1割以上の一時的な変動があつた場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(平成 23 年 3 月 15 日付け事務連絡)	・別紙 1、2、10、11 (有床診療所は別紙 1、4、10、11) ・様式 3
5 月平均夜勤時間数 * 岩手県、宮城県及び 福島県のみ利用可	震災の影響により、震災前に比して看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数が減少した保険医療機関については、2割以内の変動の場合には、変更の届出を行わなくてよいものとし、引き続き震災前の入院基本料を算定することができます。(平成 23 年 9 月 6 日付け事務連絡)	・別紙 1、2、10、11 (有床診療所は別紙 1、4、10、11) ・様式 3
6 看護配置	被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したため、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1割以上の一時的な変動があつた場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(平成 23 年 3 月 15 日付け事務連絡)	・別紙 1、2、10、11 (有床診療所は別紙 1、4、10、11) ・様式 1、2、3
7 看護配置	被災地に職員を派遣したため一時的に職員数が不足したため、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1割以上の一時的な変動があつた場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(平成 23 年 3 月 15 日付け事務連絡)	・別紙 1、2、10、11 (有床診療所は別紙 1、4、10、11) ・様式 3
8 看護配置 * 岩手県、宮城県及び 福島県のみ利用可	震災の影響により、震災前に比して看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数が減少した保険医療機関については、1日当たり勤務する看護師、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、2割以内の変動の場合には、変更の届出を行わなくてよいものとし、引き続き震災前の入院基本料を算定することができます。(平成 23 年 9 月 6 日付け事務連絡)	・別紙 1、2、10、11 (有床診療所は別紙 1、4、10、11) ・様式 3

9	病棟以外への入院	被災地の医療機関において、会議室等の病棟以外の場所に患者を入院させた場合、特例として、その保険医療機関が届出を行っている入院基本料のうち、当該患者が本来入院するべき病棟の入院基本料を算定する。(平成23年4月1日付け事務連絡)	・別紙1、2、5 (有床診療所は別紙1、4、5)
10	他の病棟への入院	被災地の医療機関において、医療法上、本来入院できない病棟に入院させた場合や、診療報酬上、その病棟の施設基準の要件を満たさない患者を入院させた場合、入院基本料について特例的な算定を可能とする。(平成23年4月1日付け事務連絡)	・別紙1、2、5 (有床診療所は別紙1、4、5)
11	他の病棟への入院	被災地以外の医療機関において、医療法上、本来入院できない病棟に入院させた場合や、診療報酬上、その病棟の施設基準の要件を満たさない患者を入院させた場合における特例的な入院基本料を算定する。(平成23年4月1日付け事務連絡)	・別紙1、2、5 (有床診療所は別紙1、4、5)
12	平均在院日数	被災地の医療機関において、平均在院日数が入院基本料等の施設基準を満たさなくなつた場合にも、特例的に従来の入院基本料等を算定する。(平成23年4月1日付け事務連絡)	・別紙1、2 (有床診療所は別紙1、4)
13	平均在院日数	被災地以外の医療機関において、被災地の医療機関から転院の受け入れを行った場合には、当該患者を除いて平均在院日数を計算する。(平成23年4月1日付け事務連絡)	・別紙1、2 (有床診療所は別紙1、4)
14	平均在院日数	被災地の医療機関において、在院日数が延長した場合にも、震災前より算定していた入院基本料を算定できる。(平成23年4月8日付け事務連絡)	・別紙1、2 (有床診療所は別紙1、4)
15	平均在院日数 * 岩手県、宮城県及び福島県のみ利用可	被災に伴い、退院後の後方病床等の不足により、やむを得ず平均在院日数が超過する場合には、平均在院日数について、2割以内の変動の場合には、変更の届出を行わなくてよいものとし、引き続き震災前後の入院基本料等を算定することができます。(平成23年9月6日付け事務連絡)	・別紙1、2 (有床診療所は別紙1、4) ・様式3
16	特定入院料の取扱い	被災地及び被災地以外の医療機関において、災害等やむを得ない事情により、特定入院料の届出を行つている病棟に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院した場合には、当該患者を除いて施設基準の要件を満たすか否かを判断することができます。(平成23年4月1日付け事務連絡)	・別紙1、2、5 (有床診療所は別紙1、4、5)
17	転院受け入れの場合の入院日	被災地及び被災地以外の医療機関において、被災地の他の医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該他の医療機関から転院の受け入れを行つた場合に、特別の関係にあるか否かに問わらず、当該保険医療機関に入院した日を入院の日とする。(平成23年4月1日付け事務連絡)	・別紙1
18	一般病棟入院基本料	被災地以外の医療機関において、被災地の医療機関から地震の発生日以降に転院を受け入れた場合は、施設基準における要件について当該患者を除いて計算する。(平成23年4月8日付け事務連絡)	・別紙1、5 (有床診療所は別紙1、4)
19	看護必要度評価加算等	被災地の医療機関において、7対1、10対1入院基本料の一般病棟看護必要度評価加算及び急性期看護補助体制加算の重症度・看護必要度について患者数が基準を満たさない場合でも、特例的に従来の入院基本料等を算定する。(平成23年4月8日付け事務連絡)(平成23年4月20日付け事務連絡)	・別紙1~3、10、11 (有床診療所は別紙1、4、10、11)

20	透析に関する他医療機関受診	被災地の医療機関から慢性透析患者を受け入れた場合に被災により透析設備が使用不可能となつた場合に、特例的に、透析を目的とした他医療機関受診の際の入院基本料等の減額を行わない。 4月8日付け事務連絡)	・別紙1、6
21	平均入院患者数 * 岩手県、宮城県及び福島県のみ利用可	被災地の医療機関において、震災後に看護師等及び入院患者数が大幅に減少している場合に、震災後の入院患者数の平均をもって平均入院患者数とすることができます。（平成23年9月6日付け事務連絡） ・別紙1、2、10 (有床診療所は別紙1、4、10) ・様式1、2	・別紙1、2、10 (有床診療所は別紙1、4、10)
22	外来機能の開鎖 * 岩手県、宮城県及び福島県のみ利用可	入院診療や在宅医療を行う保険医療機関において、医師が不足している場合や、周囲に入院診療を行う保険医療機関が不足している場合には、外来機能を開鎖してもよいこととする。 日付け事務連絡)	・別紙1、12
23	在宅医療・訪問看護の回数制限 * 岩手県、宮城県及び福島県のみ利用可	在宅患者訪問診療料や在宅患者訪問看護・指導料、訪問看護基本療養費について、入院可能な病床の不足によりやむをえない場合には、週3回を超えて算定できることとする。（平成23年9月6日付け事務連絡）	・別紙1、7
24	新薬の処方制限 * 岩手県、宮城県及び福島県のみ利用可	患者の周囲にあつた保険医療機関が全て機能していない場合やむを得ない場合には、新薬について14日を超えて処方することができる。 （平成23年9月6日付け事務連絡）	・別紙1、8
25	180日超え入院	住居の損壊、その他の東日本大震災に起因するやむを得ない事情により保険医療機関からの退院に著しい困難を伴う患者は、入院期間が180日を超えた場合も、入院基本料の減額を行わないとする。 （平成24年厚生労働省告示第535号）	・別紙1、9

(※) 上記( )内は特例措置に係る以下の通知及び告示です。

- ① 「平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて」（平成23年3月15日付）
- ② 「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関連する診療報酬の取扱いについて」（平成23年4月1日付）
- ③ 「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関連する診療報酬の取扱いについて（その2）」（平成23年4月8日付）
- ④ 「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関連する診療報酬の取扱いについて（その3）」（平成23年4月20日付）
- ⑤ 「東日本大震災に関連する診療報酬の取扱いについて」（平成23年9月6日付）
- ⑥ 「東日本大震災に伴う厚生労働大臣の定める評価基準及び選定療養第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の特例を定める件」（厚生労働省告示535号）

なお、通知・告示の詳細については、以下の厚生労働省HPをご参照ください。  
【通知(①～⑤)について】

厚生労働省 HP → 東日本大震災関連情報 厚生労働省からのお知らせ → 厚生労働省から発出した通知（計画停電関係は除く） 日付別  
→ 各種通知をご参照ください。 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000151dp.html>

【告示⑥について】  
厚生労働省 HP → 所管の法令等 → 所管の法令、告示・通達等 →以下のURLを確認ください。  
[http://www.mhlw.go.jp/cgi-bin/t\\_docframe.cgi?MODE=hour ei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=2182](http://www.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=hour ei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=2182)

人 年月日 ~ 年月日 (算定期間)

震災前の過去一年間(平成22年3月～平成23年2月)の  
1日平均入院患者数

## 様式2

## 一日平均入院患者整理表

※本様式の内容を全て含んでいるものであれば、  
これ以外の様式による整理でも可である。

平成 年 月分 (届出時)											
日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
入院患者数											

平成 年 月分											
日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
入院患者数											

平成 年 月～平成 年 月の一日前平均入院患者数 \_\_\_\_\_ 人

平成 年 月分											
日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
入院患者数											

平成 年 月～平成 年 月の一日前平均入院患者数 \_\_\_\_\_ 人

平成 年 月分											
日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
入院患者数											

平成 年 月～平成 年 月の一日前平均入院患者数 \_\_\_\_\_ 人

### 様式3

※本様式の内容を含んでいる  
ものであれば、これ以外の  
様式による整理でも可である。

#### ○看護師、准看護師及び看護補助者の数の整理表

(一日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の看護師の比率が1割以上2割以内の変動の場合)

#### 平成23年1月末時点の雇用者数

看護師	准看護師	看護補助者
人	人	人

月延べ勤務時間数(全体) 時間

月平均夜勤時間数(全体) 時間

#### 平成23年2月末時点の雇用者数

看護師	准看護師	看護補助者
人	人	人

月延べ勤務時間数(全体) 時間

月平均夜勤時間数(全体) 時間

#### 平成 年 月末時点の雇用者数

看護師	准看護師	看護補助者
人	人	人

月延べ勤務時間数(全体) 時間

月平均夜勤時間数(全体) 時間

#### 平成 年 月末時点の雇用者数

看護師	准看護師	看護補助者
人	人	人

月延べ勤務時間数(全体) 時間

月平均夜勤時間数(全体) 時間

#### 平成 年 月末時点の雇用者数

看護師	准看護師	看護補助者
人	人	人

月延べ勤務時間数(全体) 時間

月平均夜勤時間数(全体) 時間